

# 議 会 議 案 第 1 号

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市議会議員	白 旗 愛 一
新居浜市議会議員	大 石 豪
新居浜市議会議員	岩 本 和 強
新居浜市議会議員	藤 田 豊 治
新居浜市議会議員	高 橋 一 郎
新居浜市議会議員	真 木 増次郎

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

新居浜市議会委員会条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

口頭説明